

1. 評価のための基礎情報

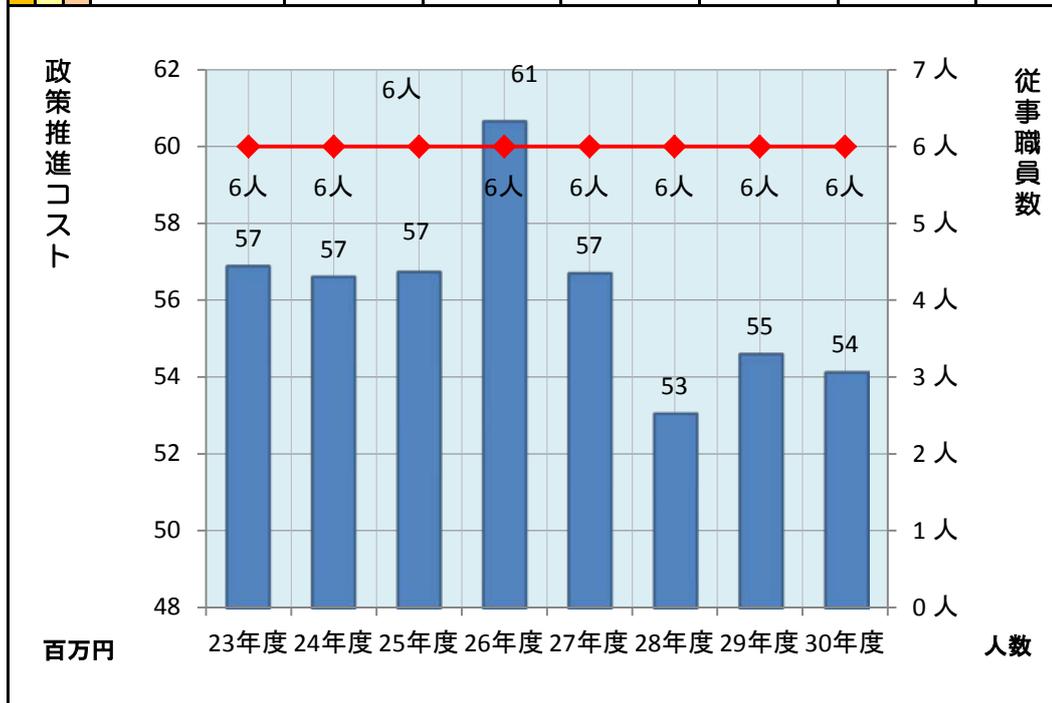
1-①. 政策目標と目指すべき将来像

政策目標	15 農地の適正で有効な利用を図る	部局名	農業委員会事務局
目指すべき将来像			
政策目標を支える施策目標	農地の適正で有効な利用を図る		

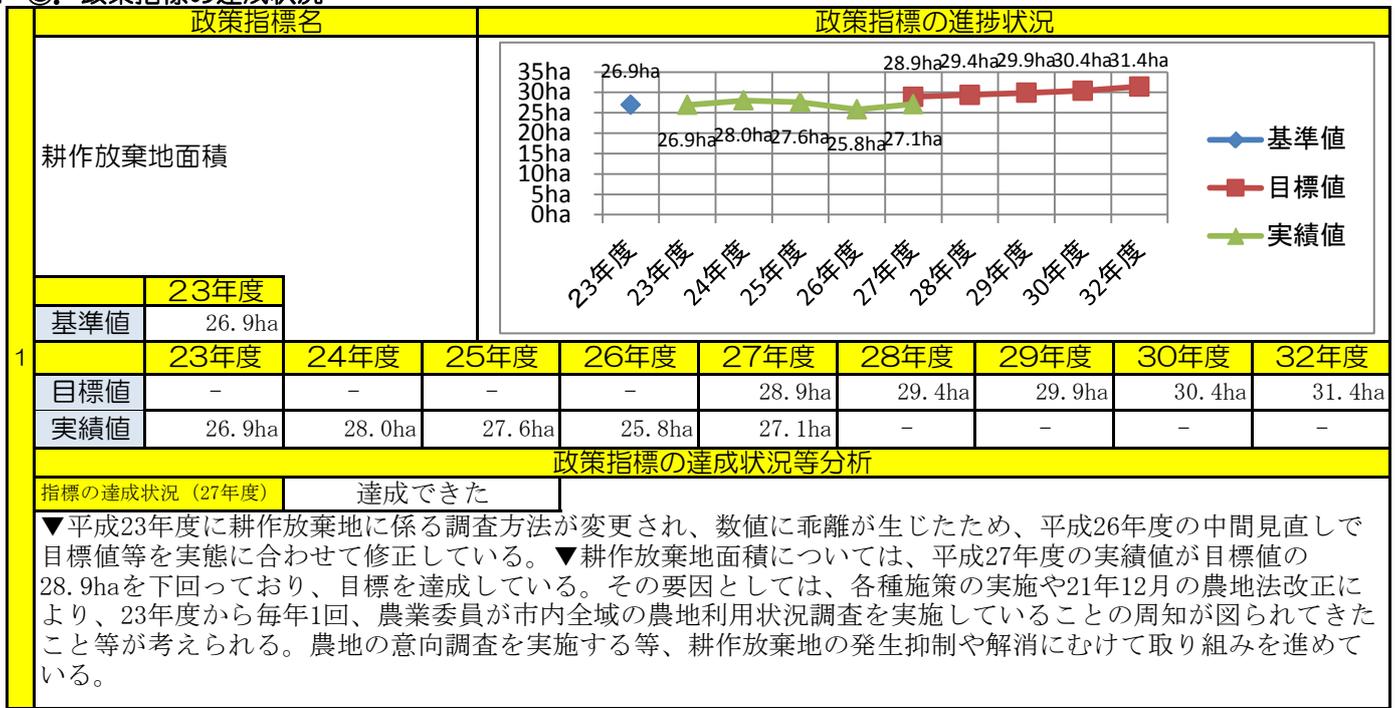
1-②. 政策を推進するためのコスト

(単位：事業、職員コスト 千円/職員数 人)

一般会計決算額：A	23年度 決算額	24年度 決算額	25年度 決算額	26年度 決算額	27年度 決算額	28年度 予算額	29年度 計画額	30年度 計画額
	62,908,737	62,225,457	62,578,726	67,470,000	68,455,000	71,020,000	75,870,113	71,165,480
政策推進コスト：B (=C+D)	56,890	56,622	56,746	60,656	56,713	53,062	54,606	54,132
対前年度比(増減率)	-	-0.47%	0.22%	6.89%	-6.50%	-6.44%	2.91%	-0.87%
決算額に占める割合(B/A)	0.09%	0.09%	0.09%	0.09%	0.08%	0.07%	0.07%	0.08%
市民1人あたりのコスト(円)	242	240	240	256	238	222	228	226
事業実施コスト：C	12,397	12,129	12,253	17,083	13,140	13,723	14,106	13,632
財源内訳								
特定国県支出金	1,214	1,391	1,391	5,735	1,549	1,824	1,272	1,272
地方債								
その他	225	205	219	219	211	214	160	160
一般財源	10,958	10,533	10,643	11,129	11,380	11,685	12,674	12,200
従事職員概算コスト：D	44,493	44,493	44,493	43,573	43,573	39,339	40,500	40,500
庁内全従事職員数	2173 人	2172 人	2165 人	2233 人	2370 人	2366 人	2366 人	2366 人
全従事職員に占める割合	0.28%	0.28%	0.28%	0.27%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%
従事職員数	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
常勤職員	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
再任用職員(常勤)								
再任用職員(短時間)								
臨時職員								
非常勤嘱託員・非常勤嘱託職員	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人



1-③. 政策指標の達成状況



2. これまでの取り組みの評価

①政策推進コスト、指標の達成状況を踏まえた分析	<p>【事業コスト、人件費、指標の達成状況等を踏まえたこれまでの取り組み状況について分析します】</p> <p>▼事業実施コストについては、平成26年度に農地台帳システムを導入したことに伴い増加している。システムの整備は、農地法の一部改正に対応したものであり、その財源は主に国県支出金であり、一般財源の増加は微増傾向である。国県からの情報を収集して補助金を活用することでコスト削減に努めている。▼従事職員概算コストについては、非常勤嘱託職員の活用を行うとともに職員の若返りにより縮小傾向にある。度重なる法改正により業務量は増えているものの、27年度は、優先順位をつけて効率的に仕事を行うことで、時間外勤務も大幅に削減することができた。▼指標の達成状況については、27年度の耕作放棄地面積の目標値が28.9haに対して実績値が27.1haであり、目標を達成している。耕作放棄地対策のほか、政策目標である「農地の適正で有効な利用を図る」ことを実現するため、農業委員会総会において、農地法等に基づく各種届出や申請に対して適正に審査を実施している。▼違反転用対策としては、農地パトロールを実施して違反の発生防止に努めるとともに、違反者に対しては、神奈川県や関係機関と連携を図り、粘り強く指導を行っている。27年度については、初動対応により、農業振興地域内の無断造成1件、0.13haを是正して農地に復元した。</p>
②個別審議会等からの評価・意見等	<p>【個別審議会等からの評価や意見を記入します】</p> <p>[市議会]</p> <p>▼女性の意見を反映できるよう、農業委員会に女性農業委員の固定枠を定めるべきである。（市議会）▼農地パトロールの利用実態調査に基づき適正な指導の中で新規就農者への支援策を強化すべきである。（市議会）</p>
③今後の取り組みを進めるうえでの課題	<p>【これまでの取り組み、審議会等の評価等を踏まえ、何が課題となっているか記入します】</p> <p>▼農業者の高齢化や農業後継者不足による遊休農地の増加、農地の分散さく圃等が、農地の保全・有効利用を図る上での課題である。意欲ある農業者や新規就農者等への農地の集積・斡旋を進めるとともに農家人口が減少する中で、農業者の実情に対応した担い手の育成・確保を図っていく必要がある。▼「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、担い手への農地等の利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進することが農業委員会の必須業務となった。効果的に農地等の利用の最適化に向けた業務を行えるよう、体制や運用を構築する必要がある。▼平成28年4月1日施行の改正農業委員会法において農業委員の選出方法については、これまでの選挙制と選任制の併用から、市議会の同意を要件とする市長の任命制となる。委員の任命に当たっては、改正法において、「年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」ことが明文化されており、この趣旨を十分に尊重していく必要がある。▼農地に残土や産業廃棄物等が積まれる等、長期経過してしまった農地法違反については、解消することが困難なため、初動対応や予防対策が重要である。</p>
④課題を踏まえた第4次実施計画での取り組みの考え方	<p>【課題を踏まえ、第4次実施計画でどのような事に取り組むか記入します】</p> <p>▼農業委員会法の改正により、現農業委員の任期が満了する、平成29年7月に新制度の農業委員会に移行すること、また、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱することから、28年度中に準備作業を進める。▼農地利用最適化推進委員の新設に伴い、農業委員会としての農地等の利用の最適化の方針を作成していく。▼農地法等に基づく各種申請等に対しては、引き続き適正な審査を行うとともに、耕作放棄地の解消や違反転用対策については、これまでの取り組みを継続して実施し、農地の適正で有効な利用を図る。</p>

3. 政策目標を支える施策目標の状況

(単位：事業、職員口ト 千円/職員数 人)

施策目標		農地の適正で有効な利用を図る						
担当課名	農業委員会事務局	職員数	常勤	5人	その他	1人		
施策のねらい								
1 適正な農地利用の管理								
後継者不足に伴い農地の減少がみられる中、農地の使用貸借など利用関係の調整、交換分合による効率的な利用の促進を図ります。また、農地法に基づき転用規制の厳格化などにより農地の確保を図ります。								
一般会計	23年度 決算額	24年度 決算額	25年度 決算額	26年度 決算額	27年度 決算額	28年度 予算額	29年度 計画額	30年度 計画額
施策推進コスト	56,890	56,622	56,746	60,656	56,713	53,062	54,606	54,132
対前年度比(増減率)	-	-0.47%	0.22%	6.89%	-6.50%	-6.44%	2.91%	-0.87%
部局内での割合	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
事業実施コスト	12,397	12,129	12,253	17,083	13,140	13,723	14,106	13,632
従事職員概算コスト	44,493	44,493	44,493	43,573	43,573	39,339	40,500	40,500
常勤職員	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人
再任用職員								
再任用職員(短時間勤務)								
臨時職員								
非常勤嘱託員・非常勤嘱託職員	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人

施策目標の達成状況を測る指標									
指標名									
耕作放棄地面積							基準値(23年度)		26.9ha
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	32年度
目標値	-	-	-	-	28.9ha	29.4ha	29.9ha	30.4ha	31.4ha
実績値	26.9ha	28.0ha	27.6ha	25.8ha	27.1ha	-	-	-	-

施策指標の達成状況を踏まえた施策のねらいの現状

▼平成23年度に耕作放棄地に係る調査方法が変更され、数値に乖離が生じたため、平成26年度の間見直しで目標値等を実態に合わせて修正している。▼耕作放棄地面積については、平成27年度の実績値が目標値の28.9haを下回っており、目標を達成している。その要因としては、各種施策の実施や21年12月の農地法改正により、23年度から毎年1回、農業委員が市内全域の農地利用状況調査を実施していることの周知が図られてきたこと等が考えられる。農地の意向調査を実施する等、耕作放棄地の発生抑制や解消にむけて取り組みを進めている。▼農地法に基づく農地の斡旋については、売買や賃借への抵抗感があり期待する効果が得られていない。ただし、27年度においては、農地中間管理事業を活用し、売買の斡旋をし、担い手への集積を行った。また、各種施策については農業水産課と連携し、農業経営基盤強化促進法による新規就農者への利用権設定や特定農地貸付法による市民農園開設など耕作放棄地発生予防に取り組んでいる。